

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局職員安全衛生規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局職員安全衛生規程の一部を改正する規程
京都市交通局職員安全衛生規程の一部を次のように改正する。

第27条各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる事項を調査及び審議させるため、京都市交通局傷病職員審査委員会
(以下「審査委員会」という。)を置く。

第28条第4項を次のように改める。

4 委員は、職員のうちから管理者が任命し、その任期は1年とする。

第29条中「審査委員会」を「審査委員会」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)